

第 40 号（第40条、第97条、第106条関係）（平21内府令29・追加、平21内府令68・旧第12号の3の4線下・一部改正、平27内府令6・旧第41号線・一部改正、令元内府令12・令2内府令85・一部改正）

受 領 書

物件の種類及び特徴	
備考	<p>上記の物件を受領しました。 年 月 日 公安委員会（法第24条の2第2項の規定により一時保管されていた物件又は法第25条第1項の規定により仮領置されていた物件）の受領の場合にあつては、警察署長 殿 住所 氏名 電話番号その他の連絡先</p>
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。